

教育委員会定例会（平成21年9月）会議録

1. 日 時	平成21年9月3日（木） 16:00 ～ 19:00
2. 場 所	市庁舎5階 53会議室
3. 出 席 者	委員長 宇野 征一 委員 太田 恵理子 三木 由紀子 小野 正 師 教育長 阿部 義澄 事務局長 高橋 康文 総括次長 近藤 清治 次 長 秋本 司 課 長 関 福生 藤田 秀喜 村上 久和 曾 我 幸一 館 長 坂本 睦美
4. 教育長の 一般報告	教育長報告 8月分行事報告及び9月分行事予定について その他
5. 記録者氏名	社会教育課 帆谷 麻衣
	<p><専決処分の報告></p> <p>報告第 6号 専決処分の報告について （平成21年度補正予算[第5号]の議案提出について）</p> <p><議 案></p> <p>議案第29号 新居浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則 の制定について</p> <p>議案第30号 新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する 規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第31号 新居浜市スポーツ振興審議会委員の任命について</p> <p><その他></p> <p>(1) 平成21年度教育委員会取組方針について</p> <p>(2) 第40回記念新居浜市民体育祭について</p>

<p>宇野委員長</p>	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から平成21年第9回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、太田委員さん、三木委員さんをお願いいたします。会期は本日限りといたします。平成21年第8回定例会会議録は、太田委員さんと、私宇野が署名をいたしております。</p> <p>教育長の一般報告について、教育長お願いします。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>それでは、一般報告を行います。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>8月の主な行事についてご報告いたします。</p> <p>4日 新居浜市生徒会交流会が各学校の生徒会担当者会で企画立案され、各学校の生徒会役員が参加して開催されました。研修として、各校での生徒総会の取組、生徒会活動の取組について意見交換を行いました。</p> <p>2009ザハス杯全国選抜リトルリーグ野球選手権大会に出場する新居浜リトルリーグの選手・監督・コーチ・保護者のみなさんが、市長に表敬訪問されました。日ごろの練習の成果として、きびきびした態度で抱負を語ってくれました。</p> <p>7日 第47回四国中学校総合体育大会報告会が開催され、団体ではバドミントン男・女中萩中、バスケットボール女子東中、新体操女子南中、個人では陸上競技砲丸投げ女子で川東中学校の横井優奈さん、水泳自由形50m100m南中高津秀行君、200m400m加藤雄大君、400mリレー南中、バドミントンダブルスでは中萩中伊藤・白石組、矢野・山田組、女子大生院中久枝・倉本組、シングルス中萩中原さんらが誇らしく全国大会への抱負を語ってくれました。</p> <p>8日 公民館リーダー(志縁人)養成塾社会教育演習①として、社会教育主事の越智美保さんによるワークショップが「学習活動を企画する」として開催されました。</p> <p>神郷夏まつりが神郷小学校で、三世代の交流を目的として盛大に開催されました。特に今年は、地区の文化や歴史を題材とした神郷民謡の神郷史情がつくられ、振り付けとともに盆踊りとしてお披露目されました。また、各種団体、サークルによる踊りなどで盛り上がり、参加した約2000人の住民の方々が楽しんでいました。</p> <p>雨で延期されていた正光寺山古墳親子発掘体験学習が開催され、小学生親子46名が参加しました。当日は大変暑く汗をかきながら、実際に土を掘り、発掘された土器を測量するなど、貴重な体験を親子で楽しんでいました。</p> <p>15日 船木校区では盆踊りを通じて地域住民の交流を続けています。最近ではお盆の帰省に合わせ「船木ふるさと夏まつり」として、太鼓台の出場もあり、約2500人が楽しみました。</p> <p>18日 第4回小中学校教頭研修会が「移行期における、確かな学</p>

力の定着と向上を図る学習指導の改善を進めるために、教頭としてどのように取り組んでいるか。」・「いじめ・不登校を生まない楽しい学校づくりのために、教頭としてどのように取り組んでいるか。」のテーマで研究協議が行われました。

20日 平成21年度第3回特別支援教育研修会が「自閉症圏障がいの脳内情報システムの特徴理解と支援」と題して、松山東雲女子大学心理子ども学科 准教授 高橋圭三先生の講演が開催されました。小・中学校の教職員他、約600名の参加がありました。

平成22年度新居浜市夢広がる学校づくり推進事業のプレゼンテーションが行われました。新規の取組として、泉川小学校から校区出身の偉人として遠藤石山先生の生き方を取り入れた事業を提案してくれました。

21日 埼玉県入間市金子公民館と新居浜市金子公民館とのジュニア交流会が新居浜市金子公民館で開催されました。この二つの金子公民館は鎌倉時代の武将の金子十郎家忠の子孫が新居浜市の金子山に移り住んだ歴史的な結びつきから始まりました。昭和30年より郷土史を通じた住民同士の交流からスタートし、昭和62年10月に同名の小学校・公民館があることから地域を挙げての関係に発展し、全国的にもユニークな姉妹館の締結を行い、その事業の一つとして、子どもたちの交流会が提案され今回の活動に結びつきました。両公民館の新たなリーダー育成につながっていくものと信じています。

教育委員会の事業として取り組んでいるCAPプログラムの教職員ワークの講演会が開催され、日本にCAPプログラムを紹介・普及に努められている、森田ゆり先生の「子どもの人権が尊重され、子どもへの暴力がない社会をめざして」の演題での講演が行われました。

23日 平成21年度愛南町防災フォーラムが「今、求められる防災教育ー愛南教育の展開による防災文化の創造をめざしてー」のテーマで開催され、多喜浜小学校児童が招待され多喜浜小学校と公民館・地域との連携で学習している防災活動の取組を発表しました。

泉川校区で「ふるさとづくり星原市」として相撲大会やもち投げ等、趣向を生かしたイベントが催されました。

第5回市民音楽祭「あなたを見たい！応援したい」が文化センター大ホールで行われ、中高校生を中心に14組が若さあふれるパフォーマンスを披露してくれました。

24日 第10回全国小学生ABCバドミントン大会に県代表として出場した、大生院小学校2年生 十亀加奈江さんが、見事、全国優勝をしたことを市長に報告に来られました。2日間で7試合を勝ち抜いての成果で「試合は大変緊張したけど、頑張りました。」と報告してくれました。

26日 青少年センター運営協議会が開催されました。会長並びに

会長職務代理者の選任や事業計画について協議されました。

27日 第2回小中学校教務主任研修会が開催されました。「いじめや不登校を生まない楽しい学校づくりのために、教務主任としてどのように取り組んでいるか。」「確かな学力の定着と向上のために、教務主任としてどのように取り組んでいるか。」のテーマで研究協議が行われました。

平成21年度第1回社会教育委員会議が開催されました。委員さんは、平成21年7月1日から平成23年6月30日の任期で、15名の委員のうち今年新たに9名の新しい委員さんが任命されました。委員長には好井潤一文化協会代表、副委員長に秦 栄子ボランティア連絡協議会代表が選出されました。議題として、平成21年度社会教育関係事業予算についての説明や、これからの審議課題として、地域主導型公民館への移行、成人式の在り方等について意見交換が行われました。

29日 公民館リーダー(志縁人)養成塾社会教育概論③として、香川大学生涯学習教育研究センター教授 清國祐二先生による「まちづくりを推進する上で求められるリーダーシップとは？」との演題で講義が行われました。

「子ども見守り活動研修会」兼「学校支援地域本部事業子ども見守りボランティア研修会」が開催され、不審者情報の現状報告や「地域で子どもたちの安全・安心を支えるには」との講演や質疑応答がされました。

31日 耐震工事が行われている学校へ、児童生徒の安全確保の状況の把握のため、視察を行いました。

9月1日 公立幼稚園・小・中学校で第2学期が開始されました。
第6回新居浜市議会定例会本会議が開会されました。

その他、9月の主な行事予定について報告を申し上げます。

6日 市連Pレクバレー大会

7日 臨時校長会

8日から10日 新居浜市議会定例会本会議一般質問

12日 平成21年度企画展「高橋祥翠 書展」開展式(～20日)

13日 中学校運動会 別子小中学校運動会

新居浜文化協会創立60周年記念講演フォーラム

14日 福祉教育委員会

15日 スポーツ振興審議会

17日 新居浜市議会定例会本会議・委員長報告

24日 英語スピーチコンテスト

25日 市内統一中学校「学校へいこうデイ(日)」

27日 小学校運動会

<p>宇野委員長</p>	<p>以上で、一般報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。一般報告へのご質問・ご意見または、行事に参加されてのご感想があればお願いします。ございませんか。</p> <p>それでは1つだけ。先ほど教育長さんの言われた29日の「子ども見守り活動研修会」で、香川大学の清國先生のお話をうかがって、心に残る内容が2、3ありました。人間は地域でお世話になって育った。地域で迷惑をかけて育ったのだからボランティアをする。それから、ボランティアをすることによって、大人は子ども達からエネルギーをもらっている。もう1つ、遊びにはルールがある。ルールがあるから楽しく遊べるし、子どもにとっては社会性が特に育つところだという忘れがちなことが思い出されました。</p> <p>それでは、次に専決処分の報告に入ります。報告第6号平成21年度補正予算（第5号）の議案提出についてお願いします。</p>
<p>近藤総括次長</p>	<p>はい。議案書の7ページをご覧ください。 <資料に基づき説明></p>
<p>宇野委員長</p>	<p>ありがとうございました。報告第6号について、ご意見・ご質問はありませんか。続きまして、議案第29号新居浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、藤田課長からお願いします。</p>
<p>藤田学校教育課長</p>	<p>議案第29号につきましてご説明申し上げます。議案書の14ページと15ページをお目通しください。議案第29号、新居浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定につきましては、小・中学校における学校事務を共同で実施することにより、効果的かつ効率的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、学校教育の多様化に対応するため、本案を提出いたしました。</p> <p>参考資料の1ページをご覧ください。改正の内容につきましては、第2章第8節の次に、「第9節 学校事務の共同実施（学校事務の共同実施）第39条を加え、第1項において、委員会は、学校における事務を効率的に処理するため、学校事務を共同して実施することができる。第2項では、前項の規定による学校事務の共同実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。」と規定するものでございます。なお、この規則は平成21年10月1日から施行したいと考えております。</p> <p>その次のページ2-2をご覧ください。新居浜市公立学校管理規則改正案第39条第2項の規定に基づく「新居浜市立小中学校事務共同実施要綱」をここに掲げております。2-5ページをお開きください。共同実施地域は、川東地域、川西地域、中央地域、上部地域の4地域</p>

	<p>とし、共同事務室の名称、構成校、拠点校を一覧表にいたしております。</p> <p>学校事務の共同実施の目的につきましては、教員の児童生徒と触れ合う時間の確保等、教育活動を支援すること、また、事務処理の適正化・効率化を図ること、また、共同実施により情報交換や先輩職員からのアドバイスの機会が増加し、未経験の事務処理に迅速な対応が可能となるなど、事務処理能力の強化や資質向上にもつながり、管理職の学校運営等を支援するものでございます。以上で議案第29号の説明を終わります。</p>
宇野委員長	<p>ありがとうございました。議案第29号のご質問・ご意見はありますか。</p>
太田委員	<p>よろしいですか。</p>
宇野委員長	<p>はい。太田委員さん。</p>
太田委員	<p>組織的なことかと思ったのですが、この事務員さんを拠点校に集めるというのはどのようなことになるのですか。</p>
藤田学校教育課長	<p>はい。現在、新居浜市内では、各校に事務職員さんが配置されています。先ほどの表のように拠点校を決めまして、集まって情報交換をするという体制を整えたいと思います。ですから、事務職員は各学校に配置されますが、週1回もしくは2回というかたちで情報交換をしたうえで処理を進めていくようになります。</p> <p>南予のほうでは、すでに事務職員が配置されない学校があり、共同実施というかたちで学校事務を行っております。新居浜市についても今のまま配置されれば、情報交換とか先輩職員からのアドバイスとか、そういったかたちで効率的・適正な事務処理を行うことができるという体制になっております。</p>
太田委員	<p>普段は各校にいて、定期的集まるということですか。</p>
藤田学校教育課長	<p>はい、そうです。</p>
小野委員	<p>今のご説明を聞いておりますと、今までは十分な情報交換ができていなかったのかどうか。それとこういう時代の流れですから、将来的に事務職員の削減ということでしょうか。組織の効率化を図るためでしょうか。ちょっと目的がはっきりとしないのですが。</p>

藤田学校教育課長	<p>削減については、まだ不透明でございます。おそらく今の現状ですと、各校に配置されるであろうと思います。今年度、新人の事務職員が配置されました。どうしても新人であると迷ったり、時間がかかったりしてしまいますが、先輩職員からのアドバイスや指導によって適正な指導ができるという体制をとります。しかし、今はどうしても離れています。学校事務の共同実施を行いますと、教える・指導するにも効率的である。ということで、4地域に分割して集まって、参考資料2-2の「新居浜市立小中学校事務共同実施要綱」(案)第3条にある所掌事務を行うこととしております。</p>
宇野委員長	<p>おわかりでしょうか。</p>
太田委員	<p>今までは現場の学校で、事務員さんは1人か2人だったと思うので、申し送りが難しいといった問題があつたのことでしょうか。現場から、そうして欲しいというような意見があつたのでしょうか。</p>
阿部教育長	<p>児童・生徒数が一時の時代よりも随分減ってきた。今現在が約10,500名。そういう中で事務職の分担仕事量自体もやや減少してきている。ただ、報告文書等OA化というかたちになっているのですが、複雑にはなっている。しかし、直接関わる子ども自身が減ってきていることから、県の方からも職員削減というようなことも言われており、ある程度ブロックで行えるのではないかと思います、ブロック制をしいております。</p> <p>昨年度までに、東予教育事務所管内でも、新居浜市以外は全部できておりましたが、新居浜市では、現在各小・中学校に配置されておりますが、将来その各地域でブロック別にやれないことはないのではないかと、各事務職員さんに集まっていたいて、どんなかたちがいいのかと話し合った結果、今回の4つのブロック編成ができました。先ほど藤田課長の方からもありましたが、現在新居浜市には事務職員は各校にいますけれども、東予事務所管内にはいない学校もあります。</p> <p>今後、そのようにお互いに協力してやっっていこうと、ブロック制の4つの地域に分けるという方向で進めております。</p>
宇野委員長	<p>はい。よろしいでしょうか。現実的には厳しい面も出てくるかと思えますけれども、議案第29号についてご承認いただける委員さんは、挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員挙手ですので、承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第30号新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、藤田課長からお</p>

<p>藤田学校教育課長</p>	<p>願います。</p> <p>議案第30号につきましてご説明申し上げます。議案書の16ページから28ページをあけてください。非常に量が多いもので、順次ご説明いたします。議案第30号、新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定につきましては、通学区域の弾力化等指定学校の変更に係る規定（許可要件等）を明確にするとともに、当該事務手続に係る規定その他本規則の規定について所要の条文整備を行うため、本案を提出いたしました。</p> <p>参考資料の3ページをご覧ください。新旧対照表がございますけれども、右側が現行、左側が改正案となっております。改正内容につきまして、順次ご説明いたします。まず、第1条についてですが、規則の題名が「通学区域に関する規則」でありながら、条文内容が「就学すべき学校の指定について」となっているため、「通学区域を定めること」を追記するものでございます。次に、第3条については、休校措置している学校の通学区域内の児童生徒等の就学すべき学校の指定に係る規定を追記するものでございます。</p> <p>4ページをお開きください。第4条については、第1条で「児童生徒等」を定義したこと、「準用する場合を含む。」と規定したことにより、条文が不要となるため削除するものでございます。第6条につきましては、『※表』というところがあるのですが、これが本文についておりましたが、他の別表と同様に末尾に別表第3として規定し、第5条に繰上げるものです。別表第3につきましては、従前規定している事項について、字句を改め、より明確にするとともに、これまでの保護者からの申立てや実情に応じて認めていた事項について、新たに規定するものでございます。</p> <p>参考資料の12ページの『改正前：第6条の表』と13、14ページの『改正後：別表第3（第5条関係）』をご覧ください。改正後ですけれども、理由の欄に、1 転居・転入等の理由、2 保護者の就労その他家庭の理由、3 地理・地域的な理由、4 教育上の配慮による理由、5 その他特別な事情がある場合で、教育的見地から指定学校以外の学校に就学することが妥当である又はやむを得ないと認められる場合という大項目をつけましてわかりやすくしたものでございます。</p> <p>また、1 転居・転入等の理由の『(3) 学年の途中で他の校区に転居するが、引き続き在籍している学校に就学を希望する場合』というところがあるのですが、これにあたるのが現行でいいますと『学期又は学年の途中で転居前の学校に通学を希望する場合』というところ。現行・改正前では、その対象が小学5年生以下の場合、許可日から学期末または学年末にあたる日までとあります。それを今</p>
-----------------	---

回、小学4年生以下について、許可日から学年末にあたる日までの必要と認める期間に、またその次の小学6年生及び中学生については、許可日から卒業の日までとあるのを、改正後では小学5年生以上及び中学生に対して卒業の日まで認めるというふうに変更するものでございます。この学年の設定につきましては、小学4年生以下は学年末まで、小学5年生以上と中学生については卒業までという1学年繰り下げる改正案を出しているのですが、一部の意見では、対象学年をもっと下げて、小学校6年間の半分を終えているのだから、小学3年生までは学年末、小学4年生以上になったら卒業まで認めて欲しいという意見がございました。この学年の設定につきましては、この一連の私の説明が終わった後、この学年が妥当かどうかということをご協議いただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

それでは、その他の主な変更についてご説明いたします。

1 転居・転入等の理由の『(4)本市の学校に在籍後、市外に転出し、再度本市に転入した場合で、転出前の学校に就学を希望する場合』については、小学5年生以上及び中学生について、卒業まで認めましょうということが新規の追加でございます。これは、市外からの転入学児童の友人関係を考慮して、追加をいたしました。例えば、金子小学校に在籍していて、市外に転校しました。その後再び、小学生の間に帰ってきて、帰ってきた場所が船木だった。でも、友人がいつばいい金子小学校に通いたいと保護者が申し出た場合、これを認めるという内容です。

2 保護者の就労その他家庭の理由の『(2)事情により住所移転ができない場合で、実際に居住している校区の学校に就学を希望するとき』に許可日から事情解消の日まで必要と認める期間を認めますというのが、これも新規の追加でございます。これは、何を想定しているかといいますとDV・債権取立て等家庭の事情を考慮して、新規に追加をいたしました。

3 地理・地域的な理由の『(1)住所地から指定小学校までの通学距離より隣接する小学校までの通学距離の方が近い場合で、当該隣接する小学校に就学を希望するとき』小学生全学年について許可日から卒業の日までの必要と認める期間。これは新規でございますけれども、改正前の規則第16条第1項第1号から、ひとつの表にまとめ、新たに規定いたしました。

4 教育上の配慮による理由の『(5)指定学校の変更許可を受け、卒業まで継続して指定小学校以外の小学校に在籍し、当該在籍している小学校の通学区域の属する中学校に就学を希望する場合』は中学校入学時に限って、許可日から卒業の日まで認めましょうということを新規で追加いたしました。これは、小学校時代に校区外通学していた児童の友人関係を考慮して、新たに追加いたしました。同じく(6)

	<p>『海外からの帰国等著しい環境変化に対し、教育的配慮の必要があると認められる場合』これは、小・中学校全学年で卒業まで認めるというものでございます。この想定は、帰国子女・外国人子女の学校生活を考慮して、新たに規定するものでございます。</p> <p>その他重要な点のみご説明いたします。参考資料6ページをお開きください。現行第10条第4項『教育委員会は第8条の規定により申請した中学校就学予定者の兄姉が当該中学校に通学している場合、第2項の規定にかかわらず、優先して当該中学校を当該中学校就学予定者の就学すべき中学校として指定することができる。』の項目がございましたけれども、この規定に基づいて処理をする場合に、例えば船木中学校から角野中学校に行きたい。兄姉が申請時の10月、11月時点で3年生にいます。それなら特別に許可をしますという内容だったのですが、実際に申請者が中学1年生になるとときには、兄姉は卒業していました。そういった矛盾を解消させるために、新たに表現を変更しまして『教育委員会は、第7条第1項の規定により申請をした中学校就学予定者の兄姉が翌年度において当該中学校に在学する場合は、第2項の規定にかかわらず、優先して当該中学校を当該中学校就学予定者の就学すべき中学校として指定することができる。』希望して兄姉と同じ学校に通うなら特別に許可しますということでございます。</p> <p>7ページをご覧ください。次に、現行第11条第2項『前項の許可書を受領した保護者は、速やかに指定学校変更(学校選択)確認書(第6号様式)を教育委員会へ提出するものとする。』とありましたが、他の理由により指定学校の変更許可を受けた者からは当該書類の提出を求めていることから、事務手続きの簡素化を図ること、また、当該書類を提出した者が私立中学校に合格した場合は、無用となりますことから当該書類の提出義務を免除するものでございます。また、現行第17条の第2項の規定による小学校通学区域弾力化の指定学校変更に係る確認書についても提出義務を免除することといたします。</p> <p>他の改正点につきましては、字句の改正、条文の見出し、内容、規定の仕方を見直すとともに、他の条文とのバランスも考慮し、規則全体を見直しし、所要の条文整備を行ったものでございます。</p> <p>この規則は公布の日から施行したいと考えております。説明は以上でございます。</p> <p>宇野委員長</p> <p>ありがとうございます。特に添付資料の13、14ページあたりで、なかなか複雑な内容もありますが、何かご質問はございますか。</p> <p>小野委員</p> <p>13ページの1転居・転入等の理由(3)の一部の意見で小学4年生以下を1学年繰り下げて小学3年生からというご説明がありまし</p>
--	---

	たけれども、一部の意見というのは保護者の方からの意見ですか。
藤田学校教育課長	そうです。
小野委員	どういう理由でのご意見ですか。
藤田学校教育課長	<p>これまでの改正前、いわゆる現行では、小学5年生以下が学年の途中で転校した場合、小学4年生であれば4年生の学年末まで認め、小学6年生と中学生については卒業まで認めましょうというものだったのですが、それを1年緩和して、改正案では小学4年生以下については学年末まで、小学5年生以上を卒業まで認めますという内容にしておりますが、もっと緩和して欲しい。例えば小学4年生以上であったら、小学校6年間の半分を過ぎているのだから、新たに友達関係を作ることも大変なので、例えば引っ越しをしてもそのまま前の学校に通わせて欲しい。1年は緩和しているのですが、もっと繰り下げてくれたら良いのにといい意見もございました。</p> <p>事務局では、1年繰り下げるのが妥当と考え、改正案をだしておりますが、もしもっと緩和しても良いというご意見があれば、小学4年生に繰り下げても良いかなと思いますが、いかがでございましょうか。</p>
宇野委員長	このことについて先ほど委員さんのご意見も求められていたと思いますのでお願いします。
太田委員	はい。引っ越しされたら、中学校は引っ越し先の校区に行かれると思いますので、5年生、6年生元の学校に残ったとしても、どちらにしても中学校はもとの校区が難しいのでしたら、いつかは環境が変わることになるので、何か特別なコミュニケーションの障害があるという方は、そういう配慮で残られたら良いと思いますが、そうでないなら小学5年生以上の緩和で良いのではないかと思います。
小野委員	私も専門的なことはわからないのですが、だんだん難しく、細かくなっていて、どこから出たどういう方向かわからないけれど、要望ひとつひとつに応じて条文を変更して細かくして、そしてまた次の要望が出た時は訳が分からなくなってくるのではないかと思います。この長い条文をさらに細かくするべきものなのですか。もう少しシンプルにして、現地で問題があれば話し合いですとか、状況を聞きながら臨機応変に対応するということが無理なのですか。
藤田学校教育課長	臨機応変ですか。どのようにでも解釈できる条文を作りますと、担

	<p>当者によって変わってしまいますので、このように細かく表記をしておく、担当者によって変わるということはありませんので。</p>
小野委員	<p>当初の目的が、だんだんがんじがらめになっているような気がするのですが。</p>
藤田学校教育課長	<p>13、14ページの改正内容の『※新規』と記入のあるところは、新規で追加するものですが、帰国子女の問題、DV、債権取立て等につきましては早めに改正したいという思いがあります。</p>
阿部教育長	<p>それはわかります。帰国子女、DV、債権取立て等の問題は早急に入れておきたいと思います。</p>
藤田学校教育課長	<p>3 地理・地域的な理由の中に入れていわれる弾力化ですが、取扱いといいますか解釈は今までと全く同じです。見直しがあったときに、ここにはじめて表の中に距離・時間が出てくるという改正の内容になります。</p>
阿部教育長	<p>7か所の横水・中村松木地区、且の上・岸の下地区、城下地区、江口・北新町地区、一宮町1丁目、国領1丁目、楠崎地区の地域に関しては、絶対に選択権を残しておかないといけないと思います。</p>
藤田学校教育課長	<p>それは、改正案でも条文に残しています。浮島の分もありますが、今回は現行の解釈をそのままここに入れただけになります。浮島の分も距離制限をするのであれば、いきなりはできませんので、あらかじめ公示して期間をもたないといけません。</p>
宇野委員長	<p>少し複雑なところ、期限もあると思いますが、よく考えてみて欲しいと思います。先ほどの13ページの(3)のご意見をお聞きしたいと思います。</p>
阿部教育長	<p>13ページの(3)の部分以外のDVや帰国子女等の問題は承認しないといけない。</p>
宇野委員長	<p>もちろんそれは承認となりますが、13ページの(3)部分の委員さんのご意見をお聞きしたいと思います。</p>
小野委員	<p>小学3年生か4年生かということについてですか。違いがそんなにわからないのですが。</p>

宇野委員長	そうです。ご意見お願いいたします。
太田委員	私は、たくましく育てた方が良いのではと思いますので、小学5年生なら5年生で良いと思います。
三木委員	引っ越し先に馴染むだろうか心配される保護者の方の気持ちはすごくわかります。小学4年生、5年生あたりで良いと思うのですが、仮に小学3年生や2年生でやっぱり心配があると相談に来られた時に、とりあえず学年末までとしておいて、その後のことはまたご相談ください。ということにしたら良いと思います。私もある程度の猶予期間は必要かと思いますが、やはり住んでいる場所、これから住むべき場所に慣れていかないといけないと思います。ただ、保護者の不安というものは子どもに伝染しますので、保護者の不安を緩める意味も含め、学年末に何かあればまたご相談くださいというようなフォローをしてあげたら良いと思います。
宇野委員長	小野委員さんありませんか。
小野委員	ありません。
宇野委員長	<p>それでは、私も意見を述べさせていただきます。人間関係というものはいずれ変化していくものなのだから、小学3年生、4年生ということはないと思います。ただし、今言われましたように特別な事情があるかないかについては十分に聞いてあげることが必要だと思います。</p> <p>それではこの内容につきまして、ご承認いただける委員さんは挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>全員挙手をいただきましたので、承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第31号新居浜市スポーツ振興審議会委員の任命については、人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第37条の規定により、秘密会で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	はい。
宇野委員長	異議なしと認めます。それでは先に、その他に移りたいと思います。(1)平成21年度教育委員会取組方針について、説明をお願いします。
関社会教育課長	前回、ご質問のあった点について、社会教育課からお答えいたしま

	<p>す。私どものほうは学校支援地域本部の現状についてもう少し詳しく説明をということで指示をいただいております。6ページになるのですが、この中で学社融合の推進への取組の①学校支援地域本部の設置ということで、三木委員からお話をいただいております。現在、地域の方で学校を支えていこうという活動を文科省のほうで推進しております。特に、今学校の先生が本来の子どもとの関わりにさける時間等を少しでも地域の協力によって獲得しようというのが基本的な方向でございます。社会教育的な視点でいいますと、学校支援を通じて地域の力をより高めていこうという目的で進めているものでございます。現在、小学校・中学校混在しておりますが、ここにありますように本部の数でいいますと、全部で9つの本部が設置されております。小学校・中学校に全部分けると16校に対して支援を行っているという対応を進めているところでございます。具体的な内容をここに記入しておりますが、現在進めておりますのは、主に学校のいろいろな面での環境を整える活動が多いと思います。あと、子どもたちの安全・安心を確保するために見守りボランティア的な活動といったものがだいたいほとんどのところをカバーしている事業ではないかと思っております。あと、一部学習の支援です。実際に子どもたちの小学校の英語であったり、ミシンの実習の支援であったり、そういった授業に入っているものも一部ございます。しかし、まだまだ少ないのが現状です。混合地域のいろいろなボランティアをきちんと把握して、そういった面での活用も促進していきたいという思いは持っております。あと今年の特徴あるものとしては、例えば遠足。遠足時に地域の人々が入ってくれることによって安全面での配慮をより充実させるような活動や、一部の中学校ですけれどもクラブ活動の支援等にボランティアが動きだしてくれているようでございます。</p> <p>それぞれの学校ごとに学校支援のコーディネーターという学校と地域を橋渡しするスタッフをおいております。各校区に4、5人くらいのメンバーがおりまして、いろいろ地域とのつなぎをやってきている状況でございます。泉川小学校と浮島小学校の2校につきましては、特に優れておりまして、学校の余裕教室を活用して地域のコーディネーターをはじめ、いろいろなボランティアが集まれるような場を作りまして、両方の融合をより促進するような計画で現在動き出しているような状況でございます。他にも何かわかりにくいところがあれば、ご質問いただきましたらお答えいたします。</p>
三木委員	新たにできた組織ですか。
関社会教育課長	昨年度からです。

三木委員	<p>それまでの組織との連携はありますか。学校でしたら評議員だったり、公民館のほうのいろいろな地域の方々、愛護班だったり、重なっている方もいらっしゃるかもしれませんが、その方々とも連携しながらでしょうか。</p>
関社会教育課長	<p>はい。基本的には従来からそのような学校と地域の連携は行われておりました。今回このような文科省の新しい事業として制度化されたものに、むしろ今まで取り組んできた地域は移行していったという実態ではないかと思います。今現在9本部ですが、本来なら全部の18本部が動ければ良いのですが、なかなかそこまでは足並みが揃っていないのが現状かなと思います。また、何かありましたらいつでもご質問いただいたらお答えいたします。</p>
藤田学校教育課長	<p>それでは、学校教育課分についてお答えいたします。まず、1ページの⑧学校評議員制度の活用の項目『学校長の必要に応じて実施。教育懇談会などへの参加を呼びかけ、教育委員会、学校の取組などについて説明。学校関係者評価委員としても活躍してもらっている学校も増えている』というところです。教育懇談会への参加状況についてのご質問だったかと思いますが、教育委員会で調査は行っておりません。資料にもありますように、学校長の判断に委ねております。角野校区だけ聞いてみたのですが、小学校は呼び掛けてなく、中学校が参加を呼び掛けていたとのことですが、参加率は低かったようでございます。次に、学校評議員と学校関係者評価委員の違いについてです。学校評議員とは、校長の求めに応じ、当該学校運営に関して意見を述べる評議員のことです。学校評議員の制度は、学校教育法施行規則に定められておまして、市教委においても、「新居浜市公立学校学校評議員運用要綱」を定め、当該校長の推薦に基づき、5人を限度に委嘱することができるとしております。次に、学校関係者評価委員についてですけれども、その前に学校評価についてご説明いたします。学校評価は、次の3つの種類に分類することができます。第一段階として、各学校の教職員が行う自己評価、第二段階として、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が自己評価の結果について評価することを基本として評価する学校関係者評価、第三段階として、学校と直接関係しない専門家等による客観的な評価を行う第三者評価に分かれます。この第二段階の学校関係者評価委員会メンバーとして、学校評議員が選出される場合が多いようです。</p> <p>次に、3ページです。(3) あすなる教室における取組の⑤学校と連携しながら不登校生の学力の定着の支援を行う。というところで、インターネット学習をした場合、学校に登校したことになるのでしょ</p>

うかという質問に対してですが、学習内容や指導内容等をもとに連絡会等の意見を参考にし、学校長が指導要録上出席扱いすることができるとなっております。なお、出席扱いの日数の換算については、児童生徒の実態等をもとに各学校において基準等を作成し、判断することとなっております。

次に、(2) 校区別人権・同和教育懇談会開催事業への取組の地区別人権・同和教育懇談会の参加メンバーが固定化していないかという質問・ご指摘についてですが、ご指摘のとおりでございます。現在、学校・行政が協力して企画、立案、実施だけでなく、参加者の増加をめざして、案内等にも力をいれておりますが、大幅な増加にはつながっていません。教育委員のみなさまにも、参加の呼び掛け等をお願いしたいと思っております。

次に、4. 外国人児童生徒についての取組の①新居浜日本語の会と協働し、日本語を指導する。という項目で、回数はどれくらいですか。効果は上がっていますかというご質問についてですが、回数につきましては、個人のレベルに応じて、週2校時から週4校時となっております。少しずつではありますが、着実に効果が上がってきております。また、②外国人児童生徒の学校生活に対応するため理解を深める。という項目で、外国人児童生徒自身の持つ文化をクラスや学校の子どもたちが理解する工夫はされていますかというご質問に対してですが、授業本体では取組はできませんが、クラスルーム活動や野外活動において、いろいろな取組がなされております。

次に、4ページ一番下の①基礎・基本の定着を図り、わかる授業の徹底と家庭学習の充実により、学力の向上を図る。という項目で、『①家庭学習時間を増やす②児童生徒への個別支援に取り組んでいる。』というところで、どのような取組を行っているのかという質問についてです。家庭学習時間を増やすことに関し、取り組んでいる内容については、宿題の出し方の工夫、家庭との協力を図る工夫、基礎学力が身につけていない児童生徒に対しての配慮、家庭での学習を継続させる工夫等を行っておりますところです。児童生徒への個別支援につきましては、授業中における対応と授業外における対応をいたしております。具体的には、授業において、少人数指導、体育、算数での習熟度に応じたTeam-Teaching、視覚情報を取り入れた指導法を行う等でございます。また、授業外では、家庭学習の与え方の工夫でありますとか、放課後学習、個に応じた家庭学習等でございます。

続きまして、5ページの⑤伝える力を育む教育の推進の項目での、小学校外国語活動教材編集委員会の進捗状況等についてのご質問についてです。外国語教材編集委員会の年間スケジュールについては、第1回を5月に開催し、最終の委員会(第7回)を来年2月に予定い

<p>秋本次長</p>	<p>たしております。この間、児童用教材の班別編集作業を重ね、ちょうど素案ができあがって、中間発表会を開催したところです。今後、さらに、検討・協議のうえ、来年2月の最終の委員会に児童用教材の原稿の試作版及び教師用指導参考資料を作成することとしております。</p> <p>次に6ページの4. 学校教育環境の整備の①小中学校の通学区域の弾力化を評価・検討し必要なら改正を行う。というところですが、中学校選択制についてのアンケートの対象と内容についての質問についてです。対象については、現在の小学6年生全員と中学生のうち選択制により指定中学校以外の中学校に通学している生徒を考えております。また、内容につきましては、他市の調査項目等を参考に現在検討中でございます。なお、10月初旬に小学6年生全員に対し、中学校選択制の資料として「夢を育む新居浜市の中学校」という冊子を配布し、10月末まで中学校選択制による指定学校の変更申請を受け付けることといたしておりますが、予備調査といたしまして、今回の中学校選択制の申請者に協力をしていただき、3つの項目についてアンケートを実施することといたしております。その3つの項目ですが、①どのような基準・理由で学校を選んだか。②誰の意思によって学校を選んだか。③学校の情報をどのようにして得たか。の3項目について、予備調査としてアンケートを実施することといたしております。以上で終わります。</p> <p>学校教育課から補足でご説明させていただけたらと思います。2ページの(2) 学校における取組⑥の5つの項目があるのですが、『不登校生やその保護者・教員に対するカウンセリング方法等、教育相談の充実を図る。』というところで、『平成20年度不登校アンケート結果を活用する予定。』とありますが、そこでアンケート結果をどのように読み取ったのかという太田委員さんからのご質問であったかと思っております。すでに「平成20年度学校に行きづらくなった児童生徒の意識調査について、そして考察と対応の手がかり」という冊子をお配りしておりますけれども、この調査では学校に行きづらくなった児童生徒の意識調査をしたわけですけれども、その内容をどのように読み取ったかというご質問であります。みなさんに平成20年度学校に行きづらくなった児童生徒の意識調査結果についてという資料をお配りさせていただきました。これは冊子の後ろのページの一部であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行きづらくなった学年、時期について 2. 行きづらくなったきっかけについて 3. 学校で相談しやすい人について 4. 家庭訪問について 5. 先生への要望について
-------------	--

<p>曾我発達支援課長</p>	<p>6. かかわりでうれしかったことについて <資料に基づき説明> このような考察等を加えさせていただきます。以上です。</p> <p>発達支援課からご質問についてご説明させていただきます。3ページの特別支援教育のところなのですが、こちらのほうはまず障害の関係と診断の関係なのですが、WISC-Ⅲ等を利用して知能検査を行っているものにつきましては、学校の発達支援コーディネーターやそのような研修を受けた方が行っております。また、発達支援課の指導主幹等についても行っております。実際の障害の診断書につきましては、つばさ発達クリニックであるとか、専門の先生に行っていただいております。</p> <p>それから、サポートファイルの件ですが、3ページ、4ページにもありますが、実施は今年から始まったものですが、様式は昨年11月くらいにできまして、それから取組を続けております。今日現在で、全部で48件のサポートファイルができております。その中で、このサポートファイルにつきましては、保護者と担任、また各学校の特別支援コーディネーターの方々と一緒に私どもの職員が関与して行っております。3月までにできたサポートファイルの引継ぎにつきましては、幼稚園から小学校へ上がる子どもが2名、小学校から中学校へ上げる子どもが5名、新居浜の学校から市外へ転出した子どもにつきましては、4名の方のサポートファイルを作り引き継いでおります。</p> <p>それから、保護者間の交流や情報交換の場ということですが、私どもの関与している分につきましては、就学前の自閉症等の子どもさん達に集まっていたいております「育ちの教室」というものを行っております。そちらの方に、今子どもが6人くらいおりますが、その中で保護者の方が情報交換を行っております。あと、障害児の親の会とかもあるようですが、直接は関係しておりませんので、わかりかねます。以上です。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>他に何かありますか。それぞれ各課詳しく調べ、まとめてわかりやすい報告ありがとうございました。ただ、先ほどの学校に行きづらくなかった児童生徒の意識調査というものですが、ここまでまとめて、分析したものがここで終わるのはもったいないと思うのですが。</p>
<p>秋本次長</p>	<p>これは、各学校に配布をして、全職員に配布し、生徒指導の会等で対応をお願いしております。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>わかりました。そうあって欲しいと思います。ありがとうございました。それでは、その他(2)第40回記念新居浜市民体育祭について</p>

<p>近藤総括次長</p>	<p>てお願いします。</p> <p>お手元に第40回記念新居浜市民体育祭開催要項というものがあると思います。今までの市民体育祭につきましては、競技スポーツの大会だったのですが、今回は40回記念ということもありまして、【競技スポーツの部】と【ふれあいスポーツの部】の二部構成で実施をいたします。開会式につきましては、従来市営球場で行っていましたが、今回は10月10日（土）18時30分から市民文化センター大ホールで開催をして、本県出身でありますスポーツジャーナリストの二宮清純さんの記念講演を行うことにしております。特に従来と違う【ふれあいスポーツの部】につきましては、10月11日（日）に誰もが気軽に参加して楽しむことができる軽スポーツ大会を上部地区・川西地区・川東地区の3会場で実施するようにしております。軽スポーツにつきましては、資料の最後の裏のページに、競技名だけではわかりにくいと思い、写真を入れまして紹介しております。シャッフルボード、スマイルボーリング、カローリング、ドッチビーという4種目の軽スポーツをそれぞれの会場で行います。シャッフルボードは市民体育館、スマイルボーリングは山根総合体育館、カローリングは住友金属鉦山体育館、ドッチビーは惣開小学校グラウンド、市民体育館、山根グラウンドで実施するようにしております。委員のみなさんには、改めてご案内を差し上げたいと思いますので、ぜひご来場いただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>はい。ご質問はありませんか。それでは、今日いただいております資料の説明があるかと思いますので、お願いします。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>はい。インフルエンザのことで、小野委員さんからもどのような状況なのかご質問がありましたが、宇野委員長さんを通じて31日までの状況ですが、教育委員会の取組についてご連絡したかと思います。熱が出たら学校へ来ないで自宅待機をして下さいという内容を29日から31日の間に各自全員電話連絡して下さいというかたちで学校へ依頼しました。そして、1日、2日、3日となっておりますが、新居浜市内今日現在で、有症者疑いもある人も含め、熱・せきの症状のある子供は80名おります。そして、惣開小学校で1名（A型）、船木中学校で2名、合計3名の子供が現在新型インフルエンザで出席停止となっております。なお、有症者の80名というのは、せきをしているなど子どもの状況ですので、医者診察を受けたわけではありません。現在は市内全部10,500名のうち80名ですので、学級閉鎖・学年閉鎖等の対応はしていません。なお、1日は4名、2日は3名、3日は3名という報告を受けております。お手元に保護者の皆</p>

	<p>様という資料をお配りしたかと思いますが、宇野委員長さん通じてお配りした資料との違いは、1. ご家庭での健康観察等について(4)の項目の心臓病などの基礎疾患という部分ですが、以前は慢性疾患という表現を使用しておりましたが、基礎疾患という表現が正しいのではないかということで、ホームページにも掲載しております。そういったかたちで呼び掛けていきたいと思います。</p>
小野委員	<p>何パーセントくらいで学級閉鎖を行うのですか。</p>
阿部教育長	<p>学級閉鎖につきましては、1割から2割で、まだ移っていく可能性や兆候が見られる場合は、学級閉鎖または学年閉鎖の対応をしていきたいと思います。なお、心臓病の子どもが前もって休む場合も出席停止とします。基礎疾患の子どもにも保護者は気を使っていることが分かります。なお、学校全体としては健康な子どもが学校に来ているということで、手洗い・うがいは石鹸水で行ってもらっておりますが、保健室は熱がある病気の子どもの来る疑いがありますので、入口に消毒液を置いて出入りをする体制をとっております。</p>
宇野委員長	<p>はい。9月、10月は心配ですが、祈るような思いですね。他に何かありませんか。</p>
阿部教育長	<p>インフルエンザの次にCAPの実績報告書があったと思います。すべてCAPは終了しております。それと、平成21・22年度「小・中学校連携についての研究」の資料ですが、これは不登校対応での小・中学校連携について行っている分になります。これに北中と大生院中の夏休み期間中の研修会のまとめを進捗状況ということでお配りしております。次に不審者情報ですが、7月、8月はありませんでした。最後に議会の説明をお願いします。</p>
高橋事務局長	<p>お手元に第6回新居浜市議会定例会一般質問要旨の通知という資料があるかと思いますが、黒字で表しておりますのが教育委員会の関係する質問になります。まず、1日目の9月8日ですが、2番目伊藤初美議員さんから『小中学校での障害児への支援』と『障害児が在籍する高等学校との連携』ということで、今回は発達支援課の対応となります。それから3番目藤原議員さんから、先ほどもありました『中学校選択制について』と『新型インフルエンザについて』というご質問があり、学校教育課の対応となります。それから、2日目の9月9日ですが、5番目永易議員さんから『高津消防分団詰所移設後の跡地有効利用について』で、この跡地を高津公民館の駐車場にしてはどうかという質問が出ており、社会教育課の対応となります。それから、</p>

	<p>6 番目藤田議員さんから『郷土芸能の伝承・保存活動状況と支援・掘り起こしについて』ということで、藤田議員さんからは過去何回か出ておりますが、今回も出ており、体育文化課の対応となっております。それから3日目、9月10日になりますけれども、10番目高須賀議員さんから『学校給食について』ということで、学校給食課の対応となります。それから、13番目西原議員さんからは『放課後児童クラブについて』ということで社会教育課、『DV防止に向けての支援について』はデートDVに関する質問で学校教育課の対応となります。そして、最後に古川議員さんからは先ほどもありました『学校選択制の検証と見直しについて』や『スポーツ振興計画策定について』というような質問が出ており、学校教育課、体育文化課で対応となります。以上でございます。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>他にありませんか。</p>
<p>関社会教育課長</p>	<p>1 件だけ報告させていただいてよろしいでしょうか。先月の委員会のなかで、諮らせていただいたのですが、教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価についてということで、昨年度に続き讃岐幸治氏、小野トヨミ氏、今井基博氏の3名の委員さんに評価をお願いするのですが、9月29日13時30分から応接会議室でその説明会を持ちたいと思っております。これはとりあえずその評価をしていただいて、その結果をまた翌月の教育委員会の中で諮らせていただけたらと思います。とりあえず日程が決まりましたので、ご報告させていただきます。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>他にありませんか。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>そうしましたら、平成21年度全国学力・学習状況の結果が届きましたのでご説明させていただきます。</p>
<p>秋本次長</p>	<p>それではご説明させていただきます。 <資料に基づき説明></p>
<p>宇野委員長</p>	<p>ありがとうございました。他にありませんか。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>今日、国から「全国学力・学習状況調査において特徴ある傾向を示した学校の教育取組事例集」というものが配られました。これも各学校に配られており、小学校・中学校がどのように取り組んでいるかの事例集です。これを参考にして見直ししてもらいたいと思います。各学校から取組の見直しの計画案はいつ出るのですか。</p>

<p>秋本次長</p> <p>宇野委員長</p>	<p>例年11月頃に出していただいております。</p> <p>ありがとうございました。それでは、秘密会に入る前に次回の開催日を決めさせていただきたいと思います。10月の定例会は10月1日木曜日16時より開催させていただきます。</p> <p>それでは、秘密会に入りたいと思いますので、平成21年度第9回新居浜市教育委員会定例会を一度閉会いたします。ありがとうございました。</p> <p><以下、秘密会にて審議></p> <p>新居浜市教育委員会会議規則第54条の規定により署名する。</p> <p>委員名</p> <p>委員名</p>
--------------------------	--